



2013年3月号 (No.13)

今の特集 『社会保障協定』

「社会保障協定」の仕組み

☆社会保障制度二重加入とは？

自国以外の国に居住する人は、属地主義により、その国の社会保障制度への加入要件を満たすのであれば、国籍を問わず、その国の社会保障制度へ加入する義務が生じます。

☆保険料掛捨てとは？

社会保障制度に二重加入した場合、社会保障料の納付期間が短くなりますと、その国の年金受給要件を満たすことが出来ない場合があります。結果的に納付した社会保障料が掛捨てになります。

☆一時派遣とは？

相手国への派遣期間が、当初から**5年以内**と見込まれていることを指します。

☆社会保障協定とは？

社会保障制度への二重加入の防止、社会保障料掛捨ての防止を目的としています。一方の国の社会保障制度にのみ加入することを**2国間で協定したもの**を指します。

1. 二国間社会保障協定の効果

(1) 国民年金第1号・2号保険者

- ①日本または海外赴任先のどちらかの社会保障制度のみに加入します。
- ②海外赴任先で支払った年金保険料相応の年金受給権を取得する事が可能となります。(イギリス、韓国を除く)

(2) 国民年金第3号保険者

- ①配偶者が第2号被保険者資格を継続する場合、第3号被保険者資格を維持します。
- ②配偶者が第2号被保険者資格を喪失する場合、第1号被保険者へ切り替えを行う必要があります。(相手国に居住する場合は当該国の社会保障制度へ加入)

2. 海外へ派遣する場合(仕組み)

協定相手国への派遣期間が、**原則的には派遣先の社会保障制度のみに加入**します。日本は**例外的に引続き派遣元(日本)の社会保障制度のみに加入**します。

- 5年以内→日本の制度にのみ加入
- 5年以上→相手国制度にのみ加入

(1) 「5年」の期間について

- ①一時派遣「5年」の計算は原則として日を計算します。(ドイツでは月を単位とします。)
- ②長期派遣(5年以上)が結果的に短縮された場合、「5年以内」の一時派遣として取り扱われる事はありません。相手国の制度に加入します。
- ③日本国内事業所の外国籍労働者を一時派遣する場合、5年以内の派遣見込みであれば、一時派遣者として扱われます。これは、社会保障協定の一時派遣という考え方が、労働者の国籍によって、差別的取り扱いをする事を防止しています。
- ④社会保障協定発行日前、二重加入している人の

取扱いは、発効日から**5年以内**に派遣期間が終了する見込みであれば、発効日以降の期間に相手国の制度への加入が免除されます。二重加入期間が遡って加入免除される事はありません。

(2) 申請手続の流れ

- ①「適用証明書交付申請書」提出
- ②「適用証明書」の交付
- ③派遣先国の事業所の担当への「適用証明書」の提出
- ④必要に応じて、相手国の保険者に「適用証明書」を提示・提出

※相手国制度の免除が、認められるための条件は国により、多少違いがあります。

3. 外国人を海外から受け入れる場合

日本への派遣期間が**原則的には派遣先の社会保障制度のみに加入**します。日本は**例外的に引続き派遣元(外国)の社会保障制度のみに加入**します。

- 5年以内→派遣元国制度にのみ加入
- 5年以上→日本の制度にのみ加入

(1) 「5年」の期間について

海外へ派遣する場合と同様です。

(2) 申請手続

- ①「適用証明書交付申請書」提出
- ②「適用証明書」の交付
- ③派遣後、日本の事業所の担当への「適用証明書」の提出
- ④必要に応じて、日本の保険者に「適用証明書」を提示・提出

(3) 医療保険加入について

派遣元の国毎に、医療保険の加入免除が認められるかは異なります。

免除が認められない国	ドイツ、イギリス、韓国
免除が認められる国	ベルギー
場合により、免除が認められる国	アメリカ アメリカの民間医療保険加入した場合に限る

4. 年金加入期間の通算制度(仕組み)

☆通算制度とは？

相手国との二国間で年金受給権を得るための受給要件を判断する際、派遣先国の年金加入期間を日本の年金加入期間とみなして通算します。

(1) 通算制度の仕組み

年金を受給する場合、日本と派遣先国の年金制度の加入期間の実績に応じた年金額をそれぞれの国から受けることになります。

ex、

日本の老齢年金受給の必要な加入期間 25年

日本の年金加入期間 18年	カナダ加入 7年
---------------	----------

18年+7年=25年(通算)

(2) 年金の裁定請求手続

- ①日本の年金裁定請求書の提出(「相手国法令に基づく期間等の申立書」の添付)
- ②相手国の保険者(年金事務所に相当する機関)に、相手国での年金加入期間の確認を請求し、「日本年金の加入期間の証明書」を発行します。
- ③相手国からの年金加入期間の連絡を受けます。
- ④相手国の年金加入期間を通算し、日本の年金の審査・裁定を受け、日本の年金が支払われます。
- ⑤相手国保険者は年金請求書と日本の年金加入期間の審査・裁定を行い、相手国の年金が支払われます。